

2020年9月14日

各位

不動産投資信託証券発行者  
日本ロジスティクスファンド投資法人  
代表者名 執行役員 亀岡 直弘  
(コード番号: 8967)

資産運用会社  
三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 亀岡 直弘  
問い合わせ先 財務企画部長 関口 亮太  
TEL.03-3238-7171

## 規約の一部変更（資産運用報酬の変更等）及び役員選任に関するお知らせ

日本ロジスティクスファンド投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日開催の役員会において、規約の一部変更及び役員選任に関して、下記のとおり2020年10月21日開催予定の本投資法人の第11回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）に付議することを決議しましたので、お知らせします。なお、下記事項は本投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

また、本来であれば、ご意見やご質問を直接賜るとともに、本投資法人への理解を深めていただきたく、投資主の皆様にご出席をいただくようお願いを申し上げます。新型コロナウイルスの国内における感染状況を踏まえ、会場での感染防止にできる限り努めるべく、投資主の皆様におかれましては、本投資主総会への出席を極力お控えいただき、書面による議決権行使をご検討いただければと存じます。

なお、今後の状況の変化によっては、本投資主総会の延期のお知らせや本投資主総会における感染拡大防止に向けた対応方法の変更に関するお知らせを本投資法人のホームページ（<https://8967.jp/>）に掲載する場合がございますので、あわせてご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 規約の一部変更の理由及び内容について

変更理由及び変更内容は以下のとおりです。

- (1) 資産運用会社に対する資産運用報酬の額と本投資法人の投資主利益との連動性をより高めるため、本投資法人の資産運用報酬のうち、運用報酬Ⅰを廃止し、現行の運用報酬Ⅱを運用報酬Ⅰとするとともに、新たに、運用報酬Ⅱとして、一定の調整を行った一口当たり分配金（調整後DPU）の金額に連動する運用報酬を導入することとし、併せて現行の運用報酬Ⅱの金額の算定の基礎となる営業

期間、料率及び支払期限等につき所要の変更を行うものです（現行規約別紙 1（1）及び（2）、変更案別紙 1（2）関係）。

- (2) 上記(1)による変更に合わせて、資産運用会社に対する資産運用報酬の額と資産運用会社の運用成績との連動性をより高めるため、本投資法人の資産運用報酬のうち、譲渡報酬を撤廃することとし、併せて取得報酬及び建替報酬の支払期限の変更を行うものです（現行規約別紙 1（3）、（4）及び（5）関係）。
- (3) 上記(1)及び(2)に記載の規約の変更について、本投資主総会開催後最初に開始する本投資法人の 2021 年 7 月期（第 32 期）営業期間の初日である 2021 年 2 月 1 日から効力を生ずることとするため、附則において、その旨を規定するものです（変更案第 42 条関係）。
- (4) 特定非課税累積投資契約に係る非課税制度（新 NISA）の導入に関連して、本投資法人の投資口に係る配当等が当該非課税制度の対象となるよう、所要の変更を行うものです（現行規約第 33 条第 2 項関係）。
- (5) その他条項数の変更及び必要な字句の変更等を行うものです。

（規約一部変更の詳細については、添付資料「第 11 回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）

## 2. 役員を選任について

提案理由及び提案内容は以下のとおりです。

- (1) 執行役員 亀岡 直弘から、新監督役員と任期満了日が異なることとなるので、これを統一するため、本投資主総会終結の時をもって本投資法人の執行役員を一旦辞任する旨の申し出があったため、執行役員 1 名（亀岡 直弘）（注 1）を選任するものです。
- (2) 執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員 1 名（大角 保志）（注 2）を選任するものです。
- (3) 監督役員 須藤 鷹千代から、本投資主総会終結の時をもって本投資法人の監督役員を辞任する旨の申し出があったため、また、監督役員 荒木 俊馬及び東 哲也の 2 名から、新監督役員と任期満了日が異なることとなるので、これを統一するため、本投資主総会終結の時をもって本投資法人の監督役員を一旦辞任する旨の申し出があったため、監督役員 3 名（荒木 俊馬、東 哲也及び菊池 由美子（注 3））を選任するものです。

（注 1） 執行役員候補者の亀岡 直弘は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社の代表取締役社長です。

（注 2） 補欠執行役員候補者の大角 保志は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社の取締役投資運用部長 兼 施設管理部長です。

（注 3） 旧姓かつ職業上使用している氏名を記載しています。

（役員選任の詳細については、添付資料「第 11 回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）

## 3. 投資主総会等の日程

2020年9月14日 投資主総会提出議案の役員会決議

2020年10月5日 投資主総会招集通知の発送（予定）

2020年10月21日 投資主総会開催（予定）

添付資料

- ・ 第 11 回投資主総会招集ご通知

以 上

※ 本投資法人のウェブサイト <https://8967.jp/>

(証券コード：8967)

2020年10月5日

投資主各位

東京都千代田区西神田三丁目2番1号  
日本ロジスティクスファンド投資法人  
執行役員 亀岡直弘

## 第11回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、本投資法人の第11回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

投資主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本投資主総会につきましては、極力、書面による議決権行使をいただき、投資主様の健康状態にかかわらず、投資主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。つきましては、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、2020年10月20日（火曜日）午後5時までに到着するよう折り返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、本投資法人現行規約第15条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人現行規約抜粋)

第15条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時： 2020年10月21日（水曜日）午後2時00分  
（受付開始時刻：午後1時30分）
2. 場 所： 東京都千代田区神田神保町二丁目36番1号  
ベルサール神保町アネックス（住友不動産千代田ファーストウイング1階）  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

### 3. 投資主総会の目的である事項：

#### 決議事項

- 第1号議案： 規約一部変更の件
- 第2号議案： 執行役員1名選任の件
- 第3号議案： 補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案： 監督役員3名選任の件

以上

- 
- (お願い) ◎本投資主総会においては、新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況等を踏まえ、感染拡大防止に向けた対応を実施させていただきます。詳しくは、後記「新型コロナウイルス感染防止への対応について」をご確認ください。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名を代理人として、投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。
- ◎前回まで本投資主総会終了後に開催しておりました、本投資法人の資産運用業務を行う三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社による「運用状況報告会」は、会場での新型コロナウイルス感染症の拡大防止にできる限り努めるため、今回は開催を見送ることといたしました。何卒ご理解賜りますようお願いいたします。
- ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法  
投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ（注）に掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎今後の状況により、本投資主総会の運営に変更が生じる可能性がございます。変更が生じた場合は、本投資法人のホームページ（注）に掲載いたしますので、ご了承ください。
- （注）本投資法人のホームページ <https://8967.jp/>

## 新型コロナウイルス感染防止への対応について

新型コロナウイルスの国内における感染状況を踏まえ、投資主の皆様の安全を第一に考え、会場での感染防止にできる限り努めるべく、従前よりも規模を縮小して開催いたしますこと、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。また、本投資法人においては、本投資主総会における新型コロナウイルスの感染防止のため、経済産業省及び法務省が2020年4月2日付で公表した「株主総会運営に係るQ&A」（その後の更新を含みます。）を参考に、以下の対応を行うことを予定しております。投資主の皆様のご理解及びご協力をお願い申し上げます。なお、今後の状況の変化によっては、下記の対応方法の変更に関するお知らせを本投資法人のホームページ（<https://8967.jp/>）に掲載する場合がございますので、合わせてご確認いただきますようお願い申し上げます。

### <投資主様へのお願い>

- 本投資主総会における議決権は書面によって行使することもできますので、投資主の皆様におかれましては、投資主の皆様の安全の観点から、ご自身の健康状態にかかわらず、本投資主総会へのご出席を極力お控えいただき、同封の議決権行使書面により議決権を行使することをご検討ください。
- 特に、ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、本投資主総会へのご出席を見合わせることをご検討ください。
- 突然の会場使用の制限等や今後の状況の変化等により、やむを得ず本投資主総会を延期する場合もございます。本投資主総会の延期に関するお知らせを本投資法人のホームページ（<https://8967.jp/>）に掲載する場合がございますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

### <来場される投資主様へのお願い>

- 当日の会場では、感染防止対策の一環として、来場された投資主様のお席の間隔を広くとる予定であるため、十分な数のお席を確保できない場合がございます。万が一お席をご用意できない場合、会場内への入場を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 役員、役員候補者、補欠役員候補者及び総会運営スタッフは、マスク等を着用した状態で対応させていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

- ご来場の投資主様におかれましては、マスク等を着用の上で会場へお越しいただき、会場受付に設置しておりますアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただきますようお願い申し上げます。また、会場受付にて体温測定を実施させていただく場合がございます。測定時に37.5℃以上の発熱がある投資主様には、本投資主総会へのご出席をご遠慮いただくようお願いすることもございますので、あらかじめご了承ください。また、本投資主総会中に咳などの症状により体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただき、ご退席をお願いすることもございますので、あらかじめご了承ください。
- 上記の各対応により、会場受付の混雑が見込まれます。当日は、午後1時30分に開場いたしますので、会場へお越しいただく際は、なるべくお早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。
- 従前投資主総会終了後に開催しておりました、本投資法人の資産運用会社である三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社による「運用状況報告会」は、投資主の皆様の会場滞在時間の短縮を目的として開催しないことといたしました。
- 本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。
- このほか、本投資主総会の秩序維持の観点から、必要な措置を講じる場合がございますので、投資主の皆様におかれましては、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、時節柄、投資主の皆様におかれましては、ご理解及びご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 投資主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 規約一部変更の件

##### 1. 変更の理由

- (1) 資産運用会社に対する資産運用報酬の額と本投資法人の投資主利益との連動性をより高めるため、本投資法人の資産運用報酬のうち、運用報酬Ⅰを廃止し、現行の運用報酬Ⅱを運用報酬1とするとともに、新たに、運用報酬2として、一定の調整を行った1口当たり分配金（調整後DPU）の金額に連動する運用報酬を導入することとし、併せて現行の運用報酬Ⅱの金額の算定の基礎となる営業期間、料率及び支払期限等につき所要の変更を行うものです（現行規約別紙1（1）及び（2）、変更案別紙1（2）関係）。
- (2) 上記（1）による変更に合わせて、資産運用会社に対する資産運用報酬の額と資産運用会社の運用成績との連動性をより高めるため、本投資法人の資産運用報酬のうち、譲渡報酬を撤廃することとし、併せて取得報酬及び建替報酬の支払期限の変更を行うものです（現行規約別紙1（3）、（4）及び（5）関係）。
- (3) 上記（1）及び（2）に記載の規約の変更について、本投資主総会開催後最初に開始する本投資法人の第32期営業期間の初日である2021年2月1日から効力を生ずることとするため、附則において、その旨を規定するものです（変更案第42条関係）。
- (4) 特定非課税累積投資契約に係る非課税制度（新NISA）の導入に関連して、本投資法人の投資口に係る配当等が当該非課税制度の対象となるよう、所要の変更を行うものです（現行規約第33条第2項関係）。
- (5) その他条項数の変更及び必要な字句の変更等を行うものです。



## 2. 変更の内容

現行規約の一部を、次のとおり変更しようとするものであります。

(下線は変更部分)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第33条 (投資制限)</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. 本投資法人は、前条第4項第13号に掲げるデリバティブ取引に係る権利への投資を、本投資法人に係る負債から生じる為替リスク、金利変動リスク<u>その他のリスクをヘッジすること</u>を目的としてのみ行うものとする。</p> <p>3. (記載省略)</p> <p>4. (記載省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第33条 (投資制限)</p> <p>1. (現行のとおり)</p> <p>2. 本投資法人は、前条第4項第13号に掲げるデリバティブ取引に係る権利への投資を、本投資法人の負債に係る<u>価格変動及び金利変動により生じるリスクを減じる</u>ことを目的としてのみ行うものとする。</p> <p>3. (現行のとおり)</p> <p>4. (現行のとおり)</p> <p><u>第42条 (変更の効力発生)</u> 別紙1に係る本規約の変更の効力は、2021年2月1日から生じるものとする。本条は、当該変更の効力発生後にこれを削除するものとする。</p>
<p>別紙1 資産運用会社に対する資産運用報酬</p> <p>(記載省略)</p> <p><u>(1) 運用報酬 I</u> 本投資法人の直前の決算期の翌日から3か月目の末日までの期間(以下「<u>計算期間 I</u>」という。)及び<u>計算期間 I の末日の翌日から決算期までの期間(以下「<u>計算期間 II</u>」という。)</u>毎に、次に定める方法により算出される本投資法人の総資産額に年率0.5%を乗じた額(1年365日として当該計算期間の実日数による日割計算)を上限とする。</p>	<p>別紙1 資産運用会社に対する資産運用報酬</p> <p>(現行のとおり)</p> <p>(削除)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p><u>「計算期間Ⅰ」における総資産額</u>  <u>本投資法人の直前の営業期間の決算</u>  <u>期付の貸借対照表（投信法第131条</u>  <u>第2項の承認を受けたものに限る。</u>  <u>以下「貸借対照表」という。）に記</u>  <u>載された総資産額。</u></p> <p><u>「計算期間Ⅱ」における総資産額</u>  <u>「計算期間Ⅰ」における総資産額</u>  <u>に、計算期間Ⅰの期間中に本投資法</u>  <u>人が運用資産を取得又は処分した場</u>  <u>合には、取得した運用資産の取得価</u>  <u>額の合計と処分した運用資産の直近</u>  <u>の貸借対照表価額の合計の差額を加</u>  <u>減した額。</u></p> <p><u>「計算期間Ⅰ」に対する報酬額を計</u>  <u>算期間Ⅰの末日より2か月以内に、</u>  <u>「計算期間Ⅱ」に対する報酬額を決</u>  <u>算期より2か月以内にそれぞれ支払</u>  <u>うものとする。</u></p> <p>(2) <u>運用報酬Ⅱ</u>  本投資法人の決算期毎に算定される  当該営業期間における本投資法人の  不動産賃貸事業収益の合計から不動産  賃貸事業費用（減価償却費及び固  定資産除却損を除く。）の合計を控  除した金額の<u>5%</u>に相当する金額を  上限とする。</p> <p>当該報酬は、各決算期より<u>3</u>か月以  内に支払うものとする。</p>	<p>(1) <u>運用報酬Ⅰ</u>  本投資法人の決算期毎に算定される  当該営業期間の<u>直前の営業期間</u>にお  ける本投資法人の不動産賃貸事業収  益の合計から不動産賃貸事業費用  （減価償却費及び固定資産除却損を  除く。）の合計を控除した金額の  <u>7.0%</u>に相当する金額を上限とす  る。</p> <p>当該報酬は、<u>当該営業期間の決算期</u>  より<u>2</u>か月以内に支払うものとし  る。</p>

現 行 規 約	変 更 案
(新設)	<p>(2) 運用報酬 2</p> <p><u>本投資法人の決算期毎に算定される当該営業期間における本投資法人の「調整後利益」に「調整後DPU」を乗じた金額の0.0009%に相当する金額を上限とする。</u></p> <p><u>「調整後利益」とは、運用報酬 2の対象となる営業期間における、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して計算される、本投資法人の運用報酬 1 及び運用報酬 2、並びに控除対象外消費税を控除する前の税引前当期純利益をいう。</u></p> <p><u>「調整後DPU」とは、運用報酬 2の対象となる営業期間に係る予定分配金総額を、当該営業期間の末日における発行済投資口総口数で除して得られる金額をいう。</u></p> <p><u>なお、予定分配金総額とは、当該営業期間における「調整後利益」に、前営業期間以前に発生した分配可能な積立金、繰越損益のうち当該営業期間に係る分配金として分配する予定の金額を加算し、当該営業期間において積立金、繰越損益として当該営業期間に係る分配金として分配せず留保する予定の金額を控除した金額をいう。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
	<p><u>(発行済投資口の調整条項)</u></p> <p>①本投資法人が自己投資口の取得を行い、当該自己投資口の取得を行った営業期間の末日時点において未処分又は未消却の自己投資口を保有する場合には、当該営業期間の末日における発行済投資口総口数は、本投資法人の保有する自己投資口を除いた数として算出するものとする。</p> <p>②本投資法人の投資口について、投資口の分割が行われ、発行済投資口数が増加した場合には、当該投資口の分割の効力発生日以降の営業期間の末日における発行済投資口総口数の算出に当たっては、分割割合を乗じる調整をして算出するものとする。</p> <p>③ライツオフリングが行われ、発行済投資口数が増加した場合には、当該ライツオフリングに係る発行日以降の営業期間の末日における発行済投資口総口数の算出に当たっては、無償割当割合を乗じる調整をして算出するものとする。</p> <p>当該報酬は、当該営業期間の各決算期より2か月以内に支払うものとする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(3) 取得報酬  本投資法人が投資法人規約第32条第1項又は第2項に定める特定資産を取得した場合において、その取得価額の0.7%に相当する金額を当該特定資産の引渡し後<u>1</u>か月以内に支払うものとする。ただし、本投資法人の役員会の承認を経た上で、前記の金額を上限とする範囲内で決定した金額とすることができる。</p> <p>(4) 譲渡報酬  <u>本投資法人が投資法人規約第32条第1項又は第2項に定める特定資産を譲渡した場合において、その譲渡価額の0.5%に相当する金額を当該特定資産の引渡し後1か月以内に支払うものとする。ただし、本投資法人の役員会の承認を経た上で、前記の金額を上限とする範囲内で決定した金額とすることができる。</u></p> <p>(5) 建替報酬  本投資法人が投資法人規約第32条第1項又は第2項に定める特定資産を建て替えた場合において、その建替に係る工事価額の0.7%に相当する金額を当該建替工事により完成した特定資産の引渡し後<u>1</u>か月以内に支払うものとする。ただし、本投資法人の役員会の承認を経た上で、前記の金額を上限とする範囲内で決定した金額とすることができる。</p>	<p>(3) 取得報酬  本投資法人が投資法人規約第32条第1項又は第2項に定める特定資産を取得した場合において、その取得価額の0.7%に相当する金額を当該特定資産の引渡し後<u>2</u>か月以内に支払うものとする。ただし、本投資法人の役員会の承認を経た上で、前記の金額を上限とする範囲内で決定した金額とすることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(4) 建替報酬  本投資法人が投資法人規約第32条第1項又は第2項に定める特定資産を建て替えた場合において、その建替に係る工事価額の0.7%に相当する金額を当該建替工事により完成した特定資産の引渡し後<u>2</u>か月以内に支払うものとする。ただし、本投資法人の役員会の承認を経た上で、前記の金額を上限とする範囲内で決定した金額とすることができる。</p>

## 第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員亀岡 直弘から、第4号議案をご承認いただいた場合、新監督役員と任期満了日が異なることとなるので、これを統一するため、本投資主総会終結の時をもって一旦辞任する旨の申し出がありましたので、執行役員1名の選任をお願いするものであります。

なお、執行役員選任に関する本議案は、2020年9月14日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

また、本議案においての執行役員の任期は、本投資法人現行規約第19条第2項の定めにより、2020年10月21日より2年間とします。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略 歴
かめ おか なお ひろ 亀 岡 直 弘 (1977年9月30日)	2002年4月 三井物産株式会社
	2004年6月 ジャパンオルタナティブ証券株式会社 (現三井物産オルタナティブインベストメンツ株式会社)
	2008年2月 Japan Alternative Investment Europe, Ltd.
	2010年8月 三井物産株式会社
	2015年1月 三井物産リアルティ・マネジメント株式会社
	2016年8月 三井物産株式会社
	2016年10月 株式会社かんぼ生命保険
	2019年1月 三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社 顧問
	2019年2月 同 代表取締役社長 (現在に至る)
	2019年10月 本投資法人 執行役員 (現在に至る)

- ・ 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・ 上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社の代表取締役社長であります。その他、執行役員候補者と本投資法人との間には特別の利害関係はありません。
- ・ 上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しています。

### 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人現行規約第19条第3項の定めにより、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

また、補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠執行役員選任に関する本議案は、2020年9月14日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略 歴
おお がく やす し 大 角 保 志 (1967年7月4日)	1990年4月 株式会社長谷工コーポレーション
	2006年4月 三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社 投資運用部
	2012年9月 同 投資運用部長
	2017年3月 同 投資運用部長 兼 施設管理部長
	2018年4月 同 取締役投資運用部長 兼 施設管理部長 (現在に至る)
	2019年2月 本投資法人 執行役員
	2019年10月 同 補欠執行役員 (現在に至る)

- ・ 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口12口を所有しております。
- ・ 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社の取締役投資運用部長兼 施設管理部長であります。その他、補欠執行役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監督役員3名選任の件

監督役員須藤 鷹千代から、本投資主総会終結の時をもって辞任する旨の申し出があったため、また、監督役員荒木 俊馬及び東 哲也の2名から、本議案をご承認いただいた場合、新監督役員と任期満了日が異なることとなるので、これを統一するため、本投資主総会終結の時をもって一旦辞任したい旨の申し出が夫々よりありましたので、監督役員3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案においての監督役員の任期は、本投資法人現行規約第19条第2項の定めにより、2020年10月21日より2年間とします。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴
1	あら き とし ま 荒木 俊馬 (1950年2月1日)	1981年4月 弁護士登録 1981年4月 大野忠男法律事務所 1985年8月 荒木・小林法律事務所 2000年9月 まほろば法律事務所(現在に至る) 2009年6月 株式会社サザビーリーグ 監査役 (現在に至る) 2014年10月 本投資法人 監督役員(現在に至る) 2017年6月 株式会社フォーラムエンジニアリング 監査役(現在に至る)
2	あずま てつ や 東 哲也 (1957年2月10日)	1984年10月 昭和監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 1988年3月 公認会計士登録 1988年8月 税理士登録 1988年12月 東公認会計士事務所開設(現在に至る) 2005年2月 本投資法人 監督役員(現在に至る) 2016年6月 株式会社弘電社 監査役 2020年6月 同 取締役(現在に至る)



候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴
3	きく ち ゆ み こ 菊 池 由美子 (1961年5月6日)	1984年10月 株式会社大和銀行 1991年2月 安田生命保険相互会社 英国現地法人 1993年6月 緒方不動産鑑定事務所 1997年6月 生駒商事株式会社 (現シービーアールイー株式会社) 2000年1月 同 投資顧問部(後にアセットアドバイザー 部) 部長 2007年1月 同 執行役員 2008年1月 同 取締役 兼 コンサルティング統括本部 本部長 2010年6月 同 バリュエーション&アドバイザー・サー ビス本部 本部長 2012年9月 同 インベストメントプロパティ本部 マネージングディレクター

- ・ 上記各監督役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・ 上記各監督役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・ 監督役員候補者荒木 俊馬及び東 哲也は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。
- ・ 上記監督役員候補者のうち、菊池 由美子につきましては、旧姓かつ職業上使用している氏名を上記のとおり記していますが、戸籍上の氏名は石田由美子です。

#### 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人現行規約第15条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案乃至第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当いたしておりません。

以 上

## 投資主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区神田神保町 2-36-1  
ベルサール神保町アネックス (住友不動産千代田ファーストウイング 1階)  
お問い合わせ先 03-3263-1616



### 【交通】

- 半蔵門線・新宿線・三田線「神保町駅」 A2番出口 徒歩2分
- 東西線・半蔵門線・新宿線「九段下駅」 5番出口 徒歩5分
- JR線「水道橋駅」 西口出口 徒歩8分
- 駐車場のご用意はいたしていませんので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。